

事務所だより7月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

6月終わりは、とんでもない暑さでした。座って仕事をしているだけで、汗がタラタラ…。汗が資料に落ちるし、資料は手にくっつき、さらに節電のお願いもあって、集中が妨げられて仕事にならなかったです(^;)。この夏は、どうなるのでしょうか？8月初めは、恒例(?)の税理士試験です。当日、このような気温であれば、受験生に同情します。試験会場に行くだけで疲れるでしょうし、試験会場ではクーラーが効いている(効きすぎ)場所、効いていない場所、差が出るのは可哀想です。年に一度の税理士試験。ベストパフォーマンスを発揮できるように祈っています。

さて、下の写真は神戸電鉄三木駅です。2018(H30)年3月に火災で焼失しました。実家の最寄り駅ではないですが、小学生のころ父にテニスに連れて行ってもらったときに利用していました。最近、仕事で月に一度は利用します。神戸電鉄粟生線は利用者減少による赤字で廃線も噂されていまして「再建するのか?」と思



っていましたが、4年がかりで再建の運びとなりました。費用は、大半がふるさと納税で賄われたそうです。

とてもきれいで立派な駅になりました。利用している身からすると嬉しいですが、電車に乗っていて利用者が増えているとは思わないので、前途多難ですね。この写真も昼間なのに人が写っていません(>_<)。

でも、これを機会に三木を知ってもらい、皆さんに来てもらえればいいと思います(^)。

では、事務所だより7月号をお送りします。熱中症等、くれぐれもお気を付け下さい。



☆ お知らせ (2022年7月の税務)

期限	項目
7月11日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)
7月15日	所得税の予定納税額の減額申請
8月1日	所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	11月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付 (7月中において市町村の条例で定める日)

☆ 日本版インボイス制度～買手としての準備(3)～

6月号からの続きで買手としての準備です。今回は、免税事業者からの仕入についての影響をお知らせします。

3. 仕入先が登録していない場合の対応の検討

課税仕入であっても、消費者や免税事業者又は登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

したがって、仕入先がインボイス発行事業者であるか否かで、仕入に係る費用の額が変わってくるということです。インボイス発行事業者からの仕入については、取引総額「本体価格+税」のうち「+税」部分は、消費税の申告を通じて、売上に係る消費税額から控除されて精算

されます。しかし、インボイス発行事業者以外からの仕入については、控除できない税額は買手の費用になってしまいます。

これは、消費税等を外税として支払っていた場合だけでなく、消費税等を明示せずに支払っていた場合にも生じる問題であり、今まで通り消費税相当額を含めて支払いをすれば買手の利益が減少し、消費税等相当額の減額をすれば売手の利益が減少します。例えば、

■ 11万円（本体価額10万円＋消費税等相当額1万円）の支払いを継続する場合（消費税という考えはなく、11万円の売上、仕入）

売手・買手	区分記載請求書等保存方式（今まで）	インボイス制度	影響
売手 （免税事業者）	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	影響なし
買手 （課税事業者）	仕入10万円 ⇒消費税等1万円は仕入税額控除できる	仕入11万円 ⇒仕入税額控除できない。消費税等相当額が追加費用になる	利益が1万円減少 （法人税や所得税は減る）

■ 11万円から10万円の支払いに変更する場合（消費税相当額は支払わない）

売手・買手	区分記載請求書等保存方式（今まで）	インボイス制度	影響
売手 （免税事業者）	売上11万円 ⇒消費税等相当額も売上になる	売上10万円（10万円に変更） ⇒消費税等相当額の売上がなくなる	利益が1万円減少
買手 （課税事業者）	仕入10万円 ⇒消費税等1万円は仕入税額控除できる	仕入10万円（10万円に変更） ⇒仕入税額控除できない。消費税等相当額を支払わない	影響なし

※ 免税事業者からの課税仕入れについて、2026(令和8)年9月30日まではその80%を、その後、2029(令和11)年9月30日まではその50%を仕入税額控除の対象とする特例が設けられています。上記の事例は、この経過措置が終了した時点での影響です。

上記のように、影響は「大」です。買手として、長年の取引の見直しも必要になります。ただ、こちらの売先でも同じ検討が行われていますので、インボイスの発行事業者になるかどうかは、売手にとっても買手にとっても大問題です。

こうしたことを踏まえて、買手は、「売手がインボイス発行事業者なのか否か」を確認した上で、売手との間で取引の価格を確認する必要が生じます。また、仕入先の選定に当たって、インボイス発行事業者でない者を後回しにするという判断もあるでしょう。

この場合、独占禁止法又は下請法に配慮することが求められます。取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題が生じる可能性があると考えられ、また、資

本金の額及び取引の内容から、下請法の対象となる場合において、発注者である親事業者が、取引先である下請事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、下請法上の問題が生じるものと考えられます。公正取引委員会のQAでもこの問題を意識してか「売手がインボイス発行事業者でないことによる取引条件の変更」について注意喚起されています。とは言え、買手としては明らかに負担が増えます。会社として、どのような方針を取るのか、決めておく必要があると思います。

4. 取引先に、登録の有無とインボイスの受領方法を確認

上記の売手のインボイス発行事業者を確認する方法として、下記の書式が挙げられています。こちらの書式を利用して、売手の状況を確認すればよいと思います。

令和〇年〇月〇日
株式会社〇〇御中

西田成希株式会社

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始する予定です。そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたしますとともに、貴社の登録の状況についてお伺いいたします。

ご理解のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社は、登録申請手続を完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号 Txxxxxxx

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

2. 貴社が、登録手続を完了されましたら、次の事項をお知らせください。

- ① 貴社のインボイス制度に関するお問い合わせ窓口
- ② 貴社の適格請求書発行事業者登録番号
- ③ インボイスの交付方法

なお、適格請求書発行事業者の登録をされない場合は、その旨をご連絡ください。

以上

ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

8月号からは、具体的な取引についてどのように対応するかをお知らせします（これがもっとややこしいです(T_T)）。